

# 赤碕都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

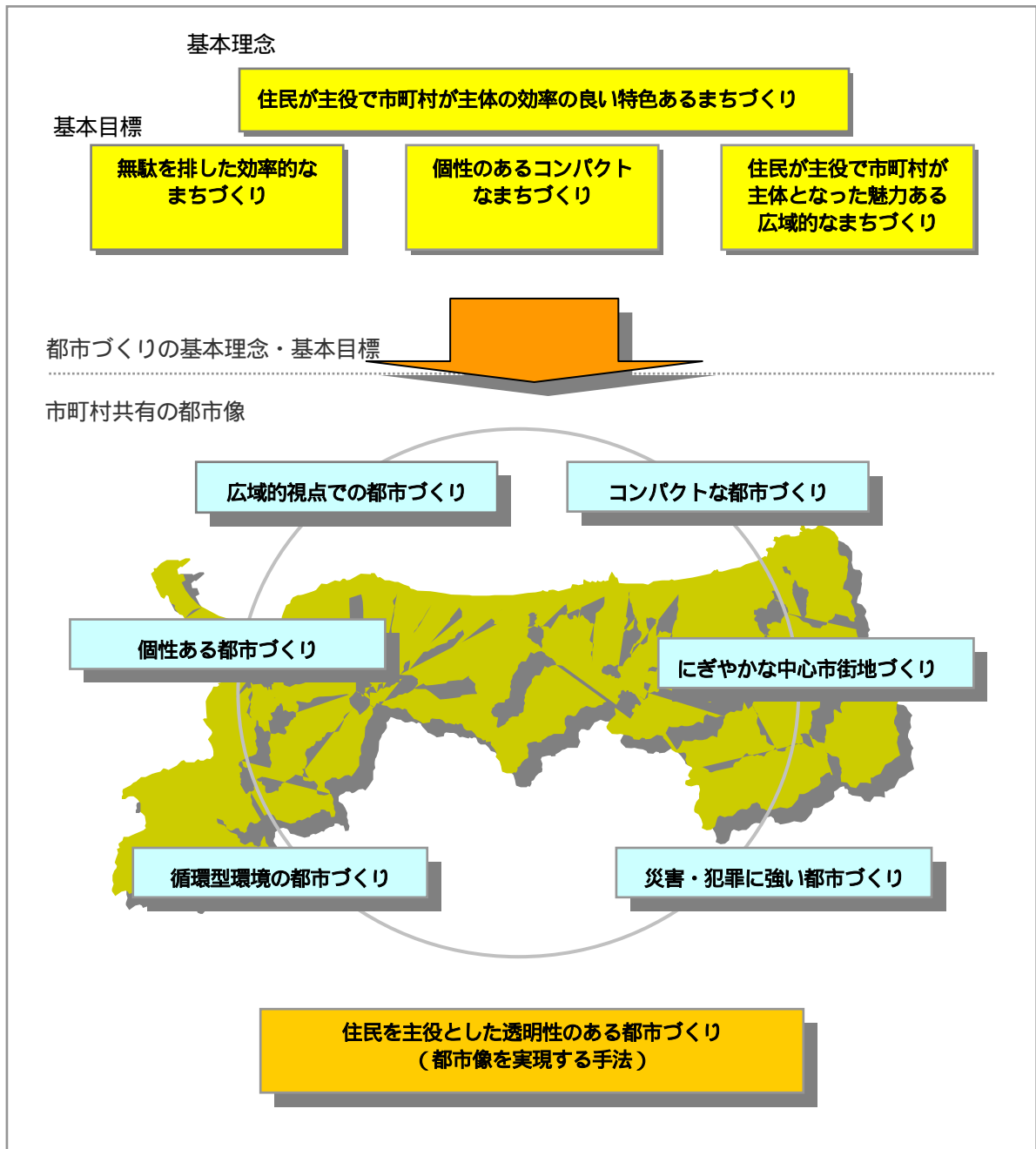
## 目 次

- 1．都市計画の目標
  - (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
  - (2) 赤碕町の広域的位置づけ
  - (3) 都市づくりの基本方針
  - (4) 目標とする市街地像  
(骨格形成図)
- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - (1) 区域区分の決定の有無
- 3．主要な都市計画決定の方針
  - (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
    - 1) 土地利用の基本方針
    - 2) 主要用途の配置の方針
    - 3) その他の土地利用方針
    - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針
  - (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
    - 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
    - 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
  - (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針  
(都市計画マスタープラン図)

# 1 . 都市計画の目標

## (1)都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向けて多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

### コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

### 個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

### にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

## 循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性和、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

## 災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

## 住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

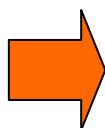
地方分権の下、各市町村の独自色を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少から NPO 等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

## (2)赤碕町の広域的な位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入することとし、都市計画区域の連坦性や近接性を基本に既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、伝統的文化資源の豊富な倉吉市を核とし、農業等を中心とした周辺の町村との調和を図る個性的な魅力の集積を図りながら東西の圏域との交流拠点を担う「中部広域都市圏域」を設定する。

圏域における赤碕町の発展方向と広域的な位置づけは、以下のとおりとする。

	発展方向	広域的な位置づけ
倉吉市	中心都市として広域中心機能の充実を図るとともに、圏域内の内外にわたる広域交流都市をめざす。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
関金町	農産物と森林資源の生産機能を高めるとともに、滞在性のある保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	観光農業と保健・保養型のレクリエーション拠点と定住拠点
羽合町	東郷湖羽合臨海公園を中心に活動的な健康増進型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	健康増進型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
東郷町	東郷湖羽合臨海公園の健康増進施設、自然教養施設と観光梨園を活かした保健・保養型の観光レクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	保健・保養型の観光レクリエーション拠点と定住拠点
三朝町	温泉地の多目的健康増進施設や文化施設とその背後に広がる自然的・歴史的景勝地を活かした滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点及び定住拠点の形成をめざす。	滞在性のある健康・保養型の圏域中心観光拠点と定住拠点
北条町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、地場産品の圏域中心物流拠点及び定住拠点の形成をめざす。	地場産品の圏域中心物流拠点と定住拠点
大栄町	農産物の供給機能と食品加工分野の生産機能の高度化を図り、総合的な食品関連供給拠点をめざす。また、体験活動型の東大山リゾート拠点及び定住拠点の形成をめざす。	総合的な食品関連供給拠点と定住拠点
東伯町	農産物と加工食品の広域的な供給機能の高度化を図り、関連産業の集積を進め、圏域の食品工業拠点及び定住拠点の形成をめざす。	圏域の食品工業拠点と定住拠点
赤碕町	水産資源の供給機能を高めるとともに、圏域のレクリエーション拠点及び定住拠点の形成をめざす。	水産資源供給と圏域のレクリエーション拠点と定住拠点
泊村	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点をめざす。	水産資源供給と海浜性のレジャー拠点



### (3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して赤碕の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

#### 都市計画における都市づくりの基本方針

##### 安全で人にやさしい町づくり

必要とされる都市機能を整備しつつ、限られた土地を有効活用し、生活者の視点にたった町づくりを目指す。

##### ● 新しい風を生む交流推進の町づくり

魅力ある交流拠点(ポート赤碕・高規格幹線道路PA)を整備し、活力みなぎる商工業を振興し、交流推進の町づくりを目指す。

##### 自然と生活環境を守る町づくり

赤碕には、森林・河川・海岸など恵まれた自然環境がある、これと生活環境との調和の取れた町づくりを目指す。

##### 住民参画の町づくり

まちづくりの主役は住民であり、立案・計画・事業・運営までより多くの住民参画の町づくりを目指す。

### (4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市機能の形成」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かった具体的な方針については次の方針において定める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

#### 1)都市発展の軸

赤碕の生活軸は、東西を貫く国道9号線、JR山陰本線が中心となっている。事業実施中の国道9号東伯中山道路は、国道9号バイパスとして整備され赤碕IC(仮称)から町中心部へ乗り入れが可能となることから、周辺部一体の整備を促進し、都市発展の軸とする。また、ICと結ぶ新たな南北方向の軸としての県道船上山赤碕線は、山間部では一応の整備がなされたが、都市計画区域内では、未整備の部分が多く、今後機能強化について検討する。

## 2)都市機能の形成

### 市街地

JR 山陰本線赤碕駅周辺地区を中心市街地として位置づけ、商業・医療・公共機関・都市型住居等の機能を集中させ、活力とにぎわいの拠点として新たな都市空間を創出する。また駅南に造成中のキラリタウン赤碕は環境共生住宅地として整備されており、質の高い魅力ある居住拠点として位置付け、定住を促進する。また県道大栄赤碕線沿い一帯を一般住宅地として位置づける。

### 周辺地区

都市計画区域内の別所・松谷・出上・八幡・湯坂・光・笹津は周辺地区として位置づけ居住空間を保全しながら、生活環境施設(道路・公園・下水道)の整備を図る。

### レクリエーション拠点地区

自然海岸を活かしてふるさと海岸やポート赤碕を観光レクリエーションの拠点として位置付ける。また、赤碕町運動公園を、運動・レクリエーションの拠点地区とする。

### 水と緑の軸

自然と人が共生するまちづくりを推進するために、日本海沿岸、勝田川をまちと自然をつなぐ水と緑の軸に位置付け、親水空間の整備や修景整備を進め、水と緑のネットワークの形成を促進する。

# 骨格形成図





## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

#### [ 検討事項 ]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

北は日本海に南は大山山麓に挟まれ東西に走る国道沿いに市街地が配置されており、東伯都市計画区域（区域区分なし）と接している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、減少していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、現況を維持程度が予想される。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備

とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

#### 区域区分の有無の判断基準

##### [ 線引き都市計画区域 ]

##### (1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

##### (2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がない。
  - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[ 未線引き都市計画区域 ]

( 1 ) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

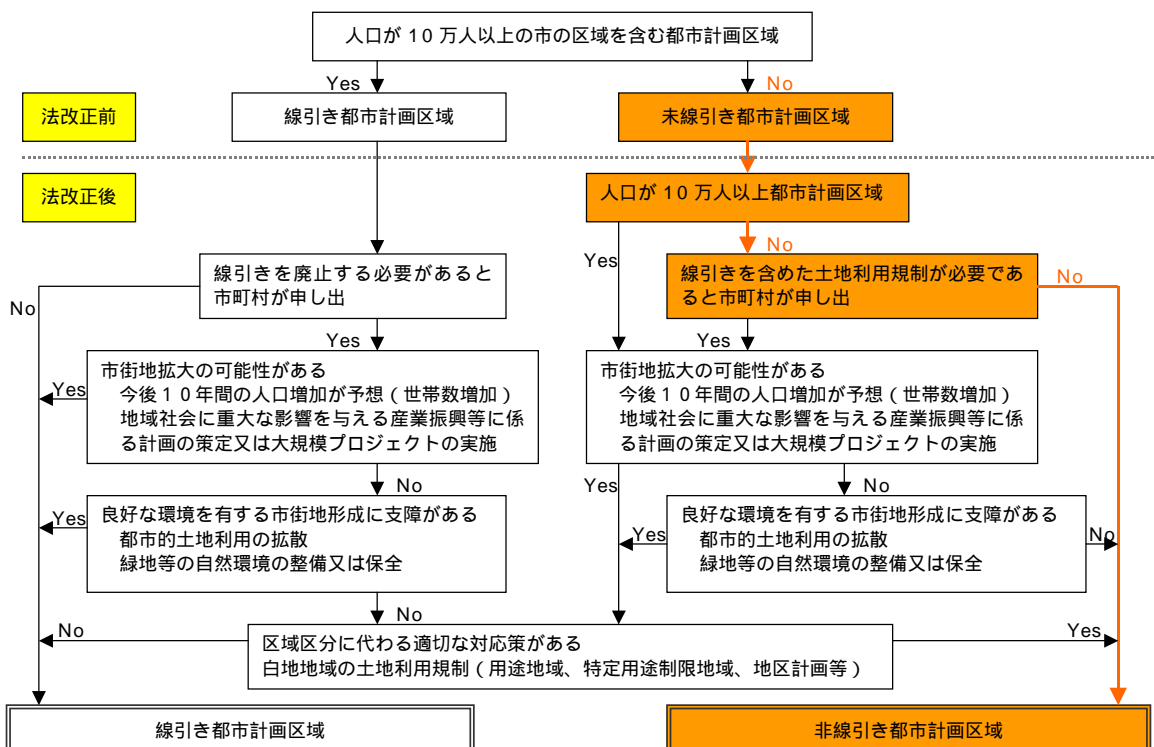
中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。  
次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がある。
  - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

( 2 ) 線引きを適用しない

( 1 )で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### (1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1)土地利用の基本方針

- ・町土は限られた貴重な財産であり、農林業関連計画との調整を図りながら、土地利用を総合的かつ計画的に行う。
- ・都市計画区域内の内、赤碕地区の JR 山陰本線より北側及び駅南の県道船上山赤碕線、町道福留線、町道上野別所線に囲まれた地域及び国道 9 号沿線一帯は都市的土地利用を促進する。また、赤碕 IC（仮称）周辺においては、今後農林業との調整を図りながら都市的土地利用を促進する。その他の地域は農業的土地利用を主体とする。
- ・特に赤碕駅から北側海岸部までは、町の中心市街地となっており、商業の活性化を促進する。
- ・都市計画区域内の別所・松谷地区の一部、出上地区、安田地区は農業を中心とする集落地として地域の特性に応じた地域環境を保全し、市街化は抑制する。

##### 2)主要用途の配置の方針

###### 商業地

JR 山陰本線赤碕駅周辺の県道下市赤碕停車場線（駅～中学校）と県道船上山赤碕線（国道 9 号から県道赤碕大山線、国道 9 号の花見から八幡坂までの区間）間を主要商業地として位置づける。地方港湾赤碕港から道の駅ポート赤碕の臨港道路沿いの区間を海洋レジャー、海産物の販売等海洋サービス施設の立地を促進する。

###### 住宅地

###### ・専用住宅

新たに造成された住宅地(晴海台団地・五輪団地・扇団地・きらりタウン赤碕)を専用住宅地として位置づけ、これらの良好な居住空間を確保するため、地区計画・建築協定の導入を図る。

###### ・一般住宅

県道大栄赤碕線沿いの住宅地は非常に密集しており、生活面・防災面からも早急な対策が必要であるが、当面護岸道路(本港～西港)を整備し、併せて県道との接続を容易にするなど防災面に配慮したまちづくりを図る。

###### 工業地

工業地は、町道高野線沿いに若干集積しているが、その他は国道 9 号沿いに点在する。将来、国道 9 号東伯中山道路赤碕 IC（仮称）附近に既存工場の集約化も含め、誘致企業の進出しやすい団地形成を農林業との調整を図りながら検討する。

## 3)その他の土地利用の方針

**農地及び集落地**

都市計画区域内のうち赤碕地区国道9号の北側以外の農地は農用地区域に指定されており、今後とも食料安定供給を図る土地資源として原則保全する。周辺集落地は、自然と調和のとれた居住環境の整備につとめ、生活道路・公共下水道等生活基盤施設の整備を促進する。

**自然環境保全地区**

周辺の自然緑地は貴重な景観緑地としての機能を果しており、町の自然環境形成の上からも積極的に保全する。

**その他施設用地**

## ・文教厚生施設用地

学校等の教育施設・老人福祉施設・医院等の厚生施設は現在立地している地区を文教厚生施設として位置づける。又、高校再編により廃校となる赤碕高校用地については、引き続き文教施設として活用できるよう関係機関と協議しながら有効活用を図る。

## ・公園緑地

現在の公園、街区公園の花見・荒神公園、その他公園としてポート赤碕ふれあい広場・韓国公園・きらりタウン内の親水公園・ふるさと海岸等があり、これを地区公園として維持保全する。

## 4)計画的な土地利用の実現に関する方針

## 地区計画制度の活用

宅地を目的として開発または開発が予想される区域について、地区計画を定め、目的外建物の乱立を抑制する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

## (2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

## 1)交通施設の都市計画の決定の方針

## ア．基本方針

- ・ 町内には国道9号、海岸部には県道大栄赤碕線、内陸部は県道赤碕大山線、山間部を県道倉吉赤碕中山線が走っている。さらに国道9号と並行するようにJR山陰本線が東西に、南北方向には県道船上山赤碕線が走り、きわめて交通の利便性が良い町である。今後、住民の意向を反映しながら交通環境の整備とバリアフリー化による歩行者ネットワークの構築を推進する。
- ・ 広域交流軸の国道9号東伯・中山道路の整備及び国道9号等の幹線道路の機能強化を促進し円滑な交通の確保を図る。
- ・ 圏域交流のため主要な幹線道路(主要地方道・県道)及びICへのアクセス道路の整備を促進する。

- ・ 赤碕駅南地域と国道9号とのアクセス強化について検討を行う。
- ・ 市街地内の既存道路(幹線道路・補助幹線道路)の位置づけを明確にして歩行者や自転車に配慮した交通環境の整備を促進する。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

- ・ 国道9号東伯中山道路の整備を図る。
- ・ 幹線・補助幹線道路については、現時点(H12)では、 $0.12 \text{ km/k m}^2$ であるが、20年後には $4.2 \text{ km/k m}^2$ を目標に整備を図る。

ウ．主要な施設の配置方針

< 道路 >

**広域交流軸**

広域交流軸である国道9号東伯中山道路の整備を図る。

**幹線道路**

幹線道路は県道下市赤碕停車場線(中学校～駅前)の間の整備を促進する。

市街地内の道路網を確立し、幹線道路とのアクセス並びに市街地内の安全で良好な歩行空間を確保するため、都市計画道路地蔵町下市線及び都市計画道路大山花見線の整備を促進する。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する路線は、次のとおりとする。(既着手も含む)

- ・(都) 東伯淀江線(国道9号東伯中山道路)
- ・(都) 地蔵町下市線(県道下市赤碕停車場線(中学校～駅))

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

**下水道**

海・川・ため池等公共水域の水質保全を図るため、地域の実情に応じた効率的・経済的に公共下水道・農業集落排水施設及び浄化槽を組合せ、町内全域の水質保全を図る。

**河川**

- ・ 赤碕を流れる河川のうち、準用河川ヲナガケ川は、赤碕駅構内に入っている河川であるが、JR山陰本線下流の断面不足で、たびたび氾濫しているため早期改修が必要である。また、他の河川についても治水対策の必要な区間の改修を促進する。
- ・ 治水対策として河川改修事業の促進に併せて、生態系に配慮し、緑豊かな自然環境が生まれ出す清流と水辺の緑を保全し、親水空間の創出を促進する。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

下水道

平成12年時点の人口普及率（生活排水処理施設）は20.1%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

河川

勝田川、ヲナガケ川について治水対策の必要な区間の改修完了及び黒川の親水空間の整備を促進する。

ウ．主要な施設の配置の方針

下水道

公共下水道の計画排水区域内において、汚水管渠等の主要な施設を計画的に配置する。

河川

・二級河川の勝田川の県道下市赤碕線上流から主要地方道赤碕大山線の未整備区間の改修と日常的に川と触れ合う親水空間の整備促進。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．基本方針

・土地利用の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じた土地区画整理事業等の市街地整備を検討する。

## (4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

## ア．基本方針

- ・赤碕町は中国山地の主峰大山から矢筈ヶ山・甲ヶ山・勝田ヶ山を経て、そのすそ野に発達し、北面に緩傾斜を描きながら日本海に向かって扇状に向かっており森林原野が土地の大半を占め、良好な緑に恵まれている。これらの地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。
- ・町内の都市公園は、花見・荒神の街区公園 0.4ha で都市施設以外の施設が多くあり、これらを有効活用しながら全体の緑地として保全を図る。
- ・個性ある町並みの環境を育成させるため、赤碕町のシンボルとなる緑の核を位置づけ、これらをネットワークする緑の軸の育成を図る。

## イ．緑地の確保水準

概ね、20年後の実現を目指す緑地確保目標水準は、つぎのとおりである。

年次	平成12年	平成32年
都市計画区域内人口 1人当りの目標	6.8㎡/人	7.4㎡/人

## ウ．主要な緑地の配置計画の概要

整備の方針については、次のとおり緑の核と軸を設定して取り組む。

**緑の核の整備**

都市の骨格を形成する緑地としてポート赤碕(ふれあい広場・韓国公園)ふるさと海岸、キラリタウン赤碕地内親水広場を緑の核として位置づける。

## ・ポート赤碕(ふれあい広場・韓国友好交流公園)

道の駅ポート赤碕は、年間約100万人が利用する施設である。その背後にある「ふれあい広場」、その東側に位置する「韓国友好交流公園」、これを国内外の交流拠点として整備する。

## ・ふるさと海岸

赤碕本港西側から菊港までの海岸は緩傾斜護岸として整備され、その背後地を松等で植栽されている。この一体を親水空間・コミュニティーの場として維持保全する。

## ・キラリタウン親水広場

キラリタウンは赤碕の一大プロジェクトであり、この造成を環境共生住宅地として位置づけ、そのシンボルとして、地域住民の休養や運動レクリエーションの場として1.3haの整備を図る。

**緑の軸の整備**

勝田川及び自然海岸等を緑の軸として位置づける。

**公園**

- ・街区公園としては、現在2ヶ所(荒神公園、花見公園)整備されている。今後は、住民の要望等によりさらに整備を促進する。

### 緑道・遊歩道の整備

幹線道路下市赤碕停車場線の改良時に歩道の緑道化を促進する。また、勝田川は親水護岸の整備と併せ、遊歩道の整備を促進する。

## 4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

防災対策に関しては「赤碕町地域防災計画」が策定され、水害・地震・火災等の災害に具体的な防災計画が検討されていますが、西部地震の教訓を踏まえて点検見直しを行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

赤碕地区の木造建物が密集し、消化活動が困難な地域は、空地等を利用した緩衝緑地を設け、災害時の消化活動を容易にするとともに、避難路・避難地等へ誘導を行う。

## 5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

赤碕町は南に中国山地の主峰大山から連なる船上山、北に日本海と豊かな自然環境の中、国道9号、JR山陰本線を中心に市街地が形成されている。今後、高規格幹線道路の整備により、町の景観が大きく変わるものと予想され、新たな都市景観の育成を図る。

優れた自然環境や景観を再点検し、総合的な保全・活用を進め、身近にうるおいのある空間の確保に努める。



都市計画マスタープラン図

